

令和8年2月10日
航空局安全部航空機安全課

エス・ジー・シー佐賀航空（株）のヘリコプターの航空事故を受けた 同系列型機に対する検査指示について

国土交通省は、昨年4月6日に発生したエス・ジー・シー佐賀航空（株）のヘリコプターの航空事故に関し、昨年5月2日、5月9日及び11月26日に耐空性改善通報を発行し、機体の点検等を行うよう求めてきました。

本年2月5日（現地時間）、設計当局である欧州航空安全庁（EASA）より、事故機と操縦系統（コントロール・ロッド）の形態が異なる機体に対しても、事故機と同様の措置を求める耐空性改善命令が発行されました。

これを受け、国土交通省としても、本日付で耐空性改善通報を発行し、対象となる機体の所有者に対し、同様の措置を行うよう求めました。

○耐空性改善通報（別紙1）の概要

1. 対象

エアバス・ヘリコプターズ（ユーロコプター）式 EC135 系列型航空機^(注)（合計 66 機）
(注) EC135 系列型のうち、製造番号が 0005～1276 までのもの

2. 措置の内容

- ・別紙2の部位について、50飛行時間又は2か月のいずれか早い時期までの初回検査、原則3ヶ月毎の繰り返し検査等を実施
- ・不具合が確認された場合、メーカー及び航空局に報告

<問合せ先>

航空局安全部航空機安全課 浦野、繁永
TEL : 03-5253-8111（内線 50202、50206）、03-5253-8735（直通）

